

確認日

令和

年

月

日

【フラット35】中古住宅（築年数10年以内）に関する確認書

株式会社カシワバラ・アシスト 御中

申込人（本人）（氏名）

実印

連帯債務者または連帯保証人（氏名）

実印

私（連帯債務者および連帯保証人を含みます。）は、【フラット35】の借入申込みを行った住宅について、次のとおり確認しました。
なお、この申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても何ら異議ありません。

物件所在地（地名地番）

下表の該当する項目にチェックを入れてください。

1から3までのいずれか1つでも該当しない項目がある場合は、融資のご利用に当たって適合証明書が必要です（「中古マンションらしくフラット35（※1）」に該当するマンションは除きます。）。

＜適合証明手続省略の対象住宅の確認表＞

番号	内容 確認欄	確認内容	確認方法	金融機関 記入欄
1	☐	新築時に【フラット35】の融資を利用していること。 （中古住宅の【フラット35】S（金利Bプラン）「省エネルギー性」の基準に適合）	・新築時の【フラット35】の融資が【フラット35】（買取型）であった場合は、登記事項証明書により確認（*） ・新築時の【フラット35】の融資が【フラット35】（保証型）であった場合は、売主に確認（注） （注）この確認書を利用して借入申込みができる金融機関は売主が新築時に【フラット35】（保証型）を利用した金融機関に限られます。また、融資の条件の確認に当たって、当該金融機関が、売主の受けた融資に係る情報（融資物件に関するものに限ります。）を利用することについて、売主の同意を得てください。	
2	☐	築年数が10年以内の住宅であること（※2）。	・検査済証、登記事項証明書等により確認（*）	

（*）確認した書類の写しも併せて金融機関へご提出ください。

＜技術基準事項の確認表＞

番号	内容 確認欄	確認内容	確認方法	金融機関 記入欄
3	☐	新築時から増築または改築が行われていないこと。 （注）増築または改築が行われていない場合は左欄にチェックを入れてください。	・登記事項証明書により確認	

- ※1 「中古マンションらしくフラット35」とは、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構があらかじめ確認した中古マンションで、「適合証明省略に関する申出書」を取扱金融機関に提出することにより、適合証明手続を省略できます。対象となる中古マンションの検索および「適合証明省略に関する申出書」の印刷方法については、フラット35サイト（www.flat35.com）をご確認ください。
- ※2 築年数が10年以内の住宅とは、借入申込日の10年前の応当日の翌日以後に竣工した住宅をいいます。竣工した日は検査済証の交付年月日とします。竣工した日が検査済証で確認できない場合は、登記事項証明書の「表題部（建物の表示）」の「原因及びその日付」欄に記載されている年月日（新築）とします。

▶ 詳しくは、「【フラット35】中古住宅（築年数10年以内）に関する確認書の記載方法」をご覧ください。

（金融機関記入欄）

検査機関コード

9993

☐ 【フラット35】利用住宅であることを確認 → 【フラット35】S（金利Bプラン）「省エネルギー性」適用